

都筑をガイドする会会則（抜粋）

（名称）

第1条 本会は、都筑をガイドする会（略称：TGA）と称する。

（目的）

第2条 本会は、区、その他の団体、並びに本会が主催するイベント等のガイド活動や、個人、並びに団体から要請があったガイド活動を行い、これらの活動をもって地域住民相互の交流を深め、自然保護思想の普及、地域社会の福祉、並びに街作りに寄与する事を目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的のため年間活動計画による定例活動等を行う。活動内容は、当会が主催するイベント、ガイド育成を目的とする研修や講座の開催、個人、並びに団体から要請があったガイド、並びに都筑区役所と協議の上定めた計画、要綱、並びに契約等に基づいた活動及び行事等を行う。

（会員・会費・休会・退会）

第4条 正会員となるには区、もしくは本会が開催した養成講座を修了し、本会の目的を理解・賛同して、年会費1,000円を納めた者とする。ただし、一年間は準会員として活動し、役員会がその力量を認めた場合に正会員とする。

2. 養成講座は修了していないが、会の目的を理解・賛同し、会員になろうとする者を準会員とすることができる。準会員の年会費は1,000円とする。準会員は、当会が主催する定例会、研修会等にて概ね3分の2以上の出席があり、1年以上研修を重ね、役員会がその力量を認めた場合は正会員とすることができる。

3. 会員は、申し出でにより休会とすることができる。休会中の会費は無料とする。休会から1年経過後、会に復帰しない場合は退会扱いとするが、役員会が認めた場合にはこの限りではない。

4. 本会を退会する場合には、書面等でその旨を役員会に届けるものとする。退会者は、再入会の意志があり、役員会が承認した場合には会員として再入会することができる。

（以下省略）

これまでの軌跡

第1回（2008.11） 第2回（2009.06）
ウォーク&フェスタに参加

第3回（2009.11） 第16回（2013.12）
第18回（2014.6） 第24回（2015.9）
第31回（2016.12） 第38回（2017.11）
都筑が誇る緑道めぐり

第4回（2010.3）
南部農業専用地区・関家住宅など

第5回（2010.12） 第8回（2011.12）
第12回（2012.12） 第22回（2015.5）
第35回（2017.6）
ベルリンの壁／十二支の石を探そう

第6回（2011.3） 第9回（2012.3）
第11回（2012.9） 第14回（2013.5）
第21回（2015.2） 第26回（2016.2）
第32回（2017.2）
関家住宅・茅ヶ崎城址など

第7回（2011.7） 第10回（2012.6）
第13回（2013.3） 第19回（2014.9）
第23回（2015.6） 第27回（2016.3）
第29回（2016.9） 第33回（2017.3）
第36回（2017.9） 第39回（2018.2）
南部散策・せせらぎ緑道など

第15回（2013.10） 第20回（2014.12）
第28回（2016.5）
都筑に残る旧大山道

第17回（2014.3） 第34回（2017.4）
川和／佐江戸の歴史・昔と今

第25回（2015.11） 第30回（2016.12）
第37回（2017.10）
散策ことはじめ／つづき五山
東山田散策

Q&A（よくある質問）

Q) 「都筑をガイドする会」会員になるには？

A) 特に資格や制限はありません。一年間は準会員扱いとなり先輩ガイドが研修会や勉強会などに同行指導します。ガイドとしての知識はもちろん、お客様への対応、コツなど勉強していただきます。

Q) ガイドの経験がありません

A) 当会の会員は、ほとんどが経験なしからスタートです。知識の勉強と案内の経験を積めば、参加者に喜ばれるガイディングができるようになります。最初からうまくできる人はいないでしょう。

Q) 都筑区に転居して間もないのですが？

A) 会員のほとんどは他地域から転入してきた人です。都筑区にお住まいの方々をご案内することが多いです。

Q) 在職中でもできますか？

A) 毎月の定例会が原則第一土曜日、また毎年5～6回行っているイベント（一般の方を募集してご案内する）は土曜日、日曜日を中心に計画しています。現役でお勤めされている会員もいます。無理ない程度に活動してください。ただし毎月の定例会にも出席できないような状況であれば、ご遠慮ください。

Q) 活動中にけがをしたら？

A) ボランティア保険に加入します。活動中のけが・入院に対して適用されます。

Q) 会費はかかりますか？

A) 年会費1,000円です。（準会員も同じ）

Q) 休会や退会はできますか？

A) 会員の一年間の休会は認めています。その期間中の年会費は免除されます。

Q) どこへ連絡すればいいですか？

A) まずはメールでご一報ください。ご案内を差し上げます。 tsuzuki-guide@hotmail.co.jp

ぜひ、一緒に「都筑の魅力」を楽しみましょう。